

令和 7 年度

**宮城県事業復興型雇用創出助成金
(中小企業型)**

制 度 概 要

令和 7 年度 第 1 期申請版

目次

【助成金制度の趣旨】

東日本大震災で被災した県内の沿岸部において安定的な雇用を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的とし、産業政策と一体となって雇用面からの支援を行うことにより、震災により離職を余儀なくされた者等の生活の安定を図り、県内の沿岸部における復興を支えるため、支給要件を満たす労働者の雇入に係る3年間の費用（職業訓練・雇用管理等を含む）の一部について、民間事業者等に対し、予算の範囲内において宮城県事業復興型雇用創出助成金を支給するものです。

ページ	目 次
3 ページ	支給対象事業者
4 ページ	「中小企業者等」及び「県内の沿岸部」の説明
5 ページ	助成対象労働者
6 ページ	不支給及び非該当要件
7 ページ	助成金の支給限度額
8 ページ	助成対象期間
9 ページ	受付期間及び対象となる労働者の雇入日
10ページ	令和7年度 申請可能かどうか知るためのフローチャート①【新規申請】※複数回申請除く
11ページ	令和7年度 申請可能かどうか知るためのフローチャート②【複数回申請】
12ページ	認定申請から助成金支給までの基本的な流れ
13ページ	実績報告提出時期等のイメージ図
14～17ページ	認定申請に必要な書類 (6)対象産業政策を受けていることを証明する書類
18ページ	申請書の提出先・お問い合わせ先

支給対象事業主

以下の要件を満たす事業主が対象となります。

中小企業型

- 1 中小企業者等（※１）で、県内の沿岸部（※２）に事業所を有すること
- 2 平成２３年３月１１日から令和８年３月３１日までの間に対象産業政策の支援決定（※３）を受けていること
- 3 対象産業政策の支援決定後に、助成対象労働者（※４）を１人以上雇い入れていること
- 4 雇用保険の適用事業の事業主であること
※ただし、雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者（以下「雇用保険被保険者」という。）として資格取得義務がない労働者のみを雇用している場合は、雇用保険の適用事業の事業主であることを要さない
- 5 労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況（出勤簿、タイムカード、賃金台帳等）を明らかにする書類を適切に整備、保管していること

※１：P.4参照

※２：P.4参照

※３：県雇用対策課ホームページ掲載の「対象産業政策リスト【中小企業型】」をご確認ください。

※４：P.5参照

<令和７年度に初めて新規認定申請する事業主の場合>

助成対象事業所

- 1.対象産業政策の支援対象となっている県内の沿岸部の事業所
- 2.宮城県事業復興型雇用創出助成金（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型又は中小企業型）へ申請していない事業所
- 3.市町村版事業復興型雇用創出助成金へ申請していない事業所

※助成金の申請は事業所単位で行います。

※過去に本助成金の支給決定を受けたことがある事業所であっても、過去に本助成金を申請するに当たり認定を受けた産業政策と同一の産業政策の支援を複数回受けている事業所は、対象となる可能性があります。詳しくは制度概要P.11（複数回申請）をご確認の上、お問合せください。

助成金上の「中小企業者等」の定義

◆ 中小企業者等に該当する適用条件（みなし大企業を含む）

以下の表において、業種ごとの中小企業者該当理由が「A又はB」のいずれかに該当していれば、本助成金上の中小企業者等に該当します。

主たる業種	中小企業者該当理由	
	A.資本金の総額又は出資の総額	B.常時使用する従業員数
製造業・建設業・運輸業その他業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※社会福祉法人、一般社団法人及び医療法人等で、資本金又は出資金を有しない事業主の場合は、上記基準の「常時使用する従業員数」により判断します。

「県内の沿岸部」とは

◆「県内の沿岸部」に該当する地域

気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、
仙台市（宮城野区、若林区及び太白区に限る）、名取市、岩沼市、亶理町及び山元町

事業所単位での申請となるため、例えば本社が県外や県内の沿岸部以外に所在している場合でも、事業所が県内の沿岸部に所在する場合は助成対象となり得ます。

助成対象労働者

以下の要件を満たす新規雇用者又は再雇用者（※）が対象となります。

ただし、再雇用者については、新規雇用者 1 人に対して 4 人を限度として、雇入れの早い順に対象となります。

※再雇用者とは：当該雇入日前 3 年間に於いて同一の事業所で雇用した事実又は就労（関連企業等からの出向に伴う就労、派遣労働者若しくは請負労働者としての就労又は事前研修のための就労を含む。）させた事実のある労働者は、再雇用者として扱います。

中小企業型

- 1 対象産業政策の支援対象となることが決定した日以降に雇い入れた労働者
 - 2 令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に助成対象事業所において雇い入れた労働者
 - 3 ①平成 23 年 3 月 11 日時点で、岩手県、宮城県及び福島県に居住していた方又は勤務していた方
②採用選考時点で失業状態にある方（新規学卒者を含む）
- } ①と②のいずれも満たすこと
- 4 「期間の定めのない雇用」または「更新が可能な 1 年以上の有期雇用」の雇用契約で雇い入れた労働者
 - 5 雇用保険被保険者として雇い入れた労働者
 - 6 社会保険に加入していること（加入義務がある場合）
 - 7 雇入れ時点から助成対象事業所に所属している、かつ、申請日時点においても助成対象事業所に所属している労働者

不支給及び非該当要件

◆ 不支給要件（事業主）

- 1 過去 3 年間に各種助成金等を不正に受給したことがある事業主
- 2 暴力団、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係している事業を行う事業主
- 3 宮城県税に未納がある事業主
- 4 雇入れから支給を受ける助成対象期間の末日までの間に、対象労働者に支払うべき賃金を支払期日を越えて支払っていない場合

◆ 非該当要件（労働者）

- 1 令和 6 年 4 月 1 日以降に離職（雇用期間の満了を含む。）した期間の定めのない雇用又は更新可能な 1 年以上の有期雇用であった労働者を再び雇い入れる場合の当該労働者
- 2 令和 6 年 4 月 1 日以降に、助成対象事業所において、労働者を事業主都合により解雇（勧奨退職等を含む。）又は雇い止めした事実がある場合は、その人数に相当する労働者
- 3 雇入れ等に係る費用が、国費を財源として支給される他の助成金等の支給対象となっている労働者
- 4 平成 23 年度ふさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業により自ら雇用した労働者
- 5 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定される派遣労働者
- 6 補充労働者を除き、最も雇入日の早い新規雇用者の雇入れから 2 年を経過した後に雇い入れた労働者

助成金の支給限度額

支給限度額は、対象となる労働者の区分・期間によって異なります。

また、1事業所につき2千万円が上限となります。

対象労働者1人あたりの支給限度額

助成対象労働者の区分		支給限度額			
		総額 (3年間)	第1期	第2期	第3期
対象産業政策リスト1に掲載された政策の支援を受けている場合	フルタイム労働者・新規雇用者	120万円	50万円	40万円	30万円
	フルタイム労働者・再雇用者				
	短時間労働者・新規雇用者	60万円	25万円	20万円	15万円
	短時間労働者・再雇用者				
対象産業政策リスト2に掲載された政策の支援を受けている場合	フルタイム労働者・新規雇用者	120万円	50万円	40万円	30万円
	フルタイム労働者・再雇用者	96万円	40万円	32万円	24万円
	短時間労働者・新規雇用者	60万円	25万円	20万円	15万円
	短時間労働者・再雇用者	48万円	20万円	16万円	12万円

フルタイム労働者

1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者と同じ労働者

短時間労働者

1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者と比べ短い労働者

再雇用者

P.5参照。

新規雇用者

再雇用者以外の労働者

助成対象期間



○助成対象期間 ⇒ 当該労働者の雇入日から最長3年間

※ただし、3年を経過する日が令和11年3月31日より後の場合は、令和11年3月31日まで

○助成対象期間中、対象労働者に離職や助成対象事業所以外の事業所への配置転換などがあった場合は、当該離職日等までを助成対象期間とします。

この場合、離職等した日までの日数で日割り計算し、支給します。

$$\text{対象年度の支給限度額} \times \frac{\text{雇用期間（日数）}}{\text{対象年度の暦日数}} = \text{支給額}$$

受付期間及び対象となる労働者の雇入日

令和7年度の事業復興型雇用創出助成金（雇入費）の受付は、以下のとおりの日程及び条件で行います。

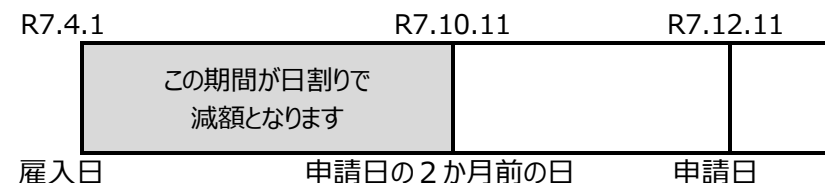
令和 7 年度受付期間		対象となる労働者の雇入日
第 1 期受付	令和 7 年 6 月 6 日（金）から 令和 7 年 7 月 7 日（月）まで	令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 6 月 2 0 日までの間に 雇い入れた労働者（※2）
第 2 期受付	令和 7 年 1 2 月 5 日（金）から 令和 8 年 1 月 1 6 日（金）まで（※1）	令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの間に 雇い入れた労働者（※ 2・3）
（第 3 期受付）	調整中（※決定次第、ホームページ等でお知らせいたします）	（令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に 雇い入れた労働者）

※ 1 郵送で申請する場合、消印日が申請日となります。受付期間最終日の消印まで有効です。

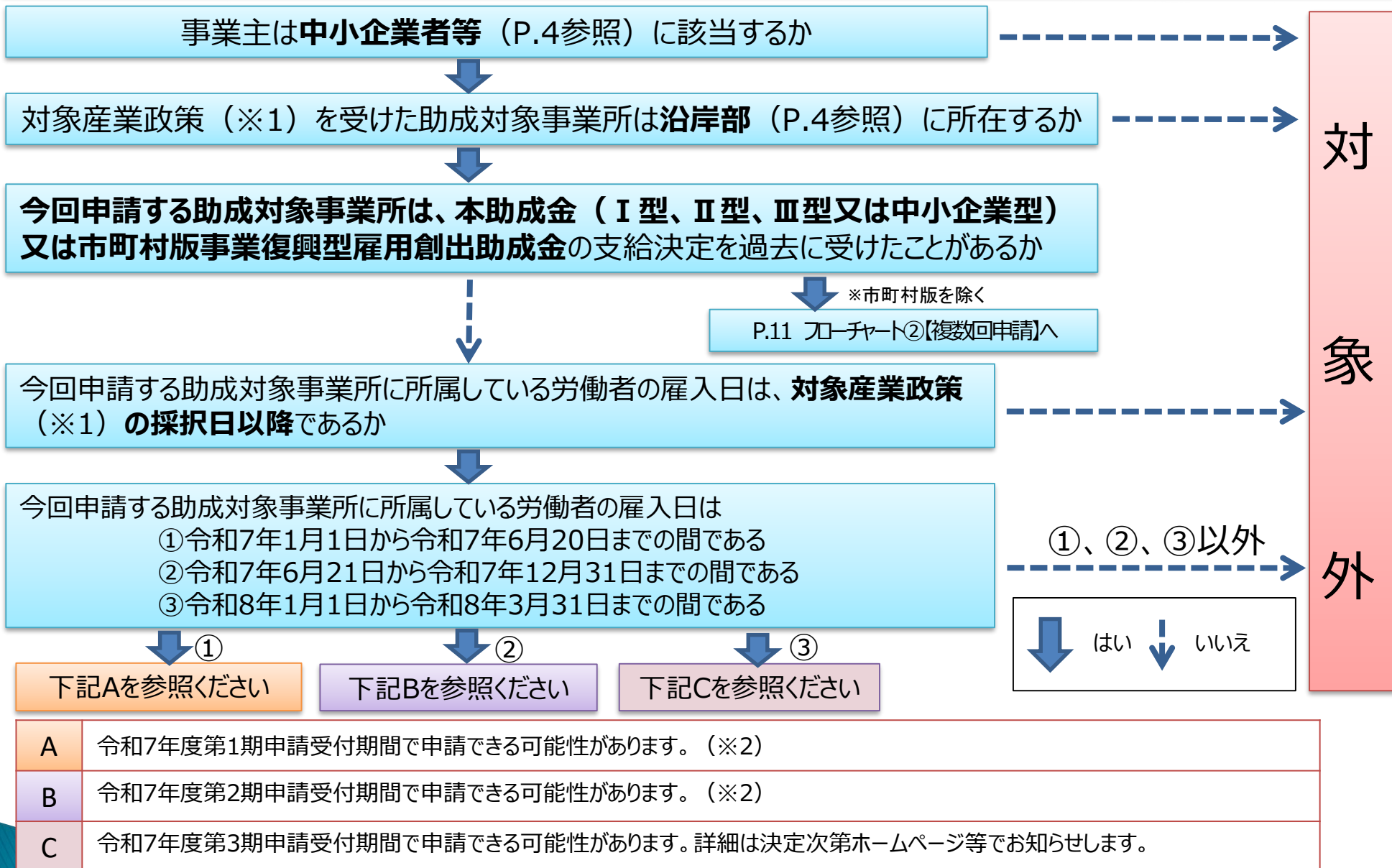
※ 2 申請日時時点で助成対象事業所に所属していない労働者については、対象外となります。

※ 3 令和7年1月1日から令和7年6月20日までの間に雇い入れた労働者を第2期で申請した場合、原則として、「雇入日」から「申請日の2か月前の日の前日」までの期間の助成金が日割りで減額となります。

【例：R7.4.1に雇い入れた労働者をR7.12.11に申請した場合】



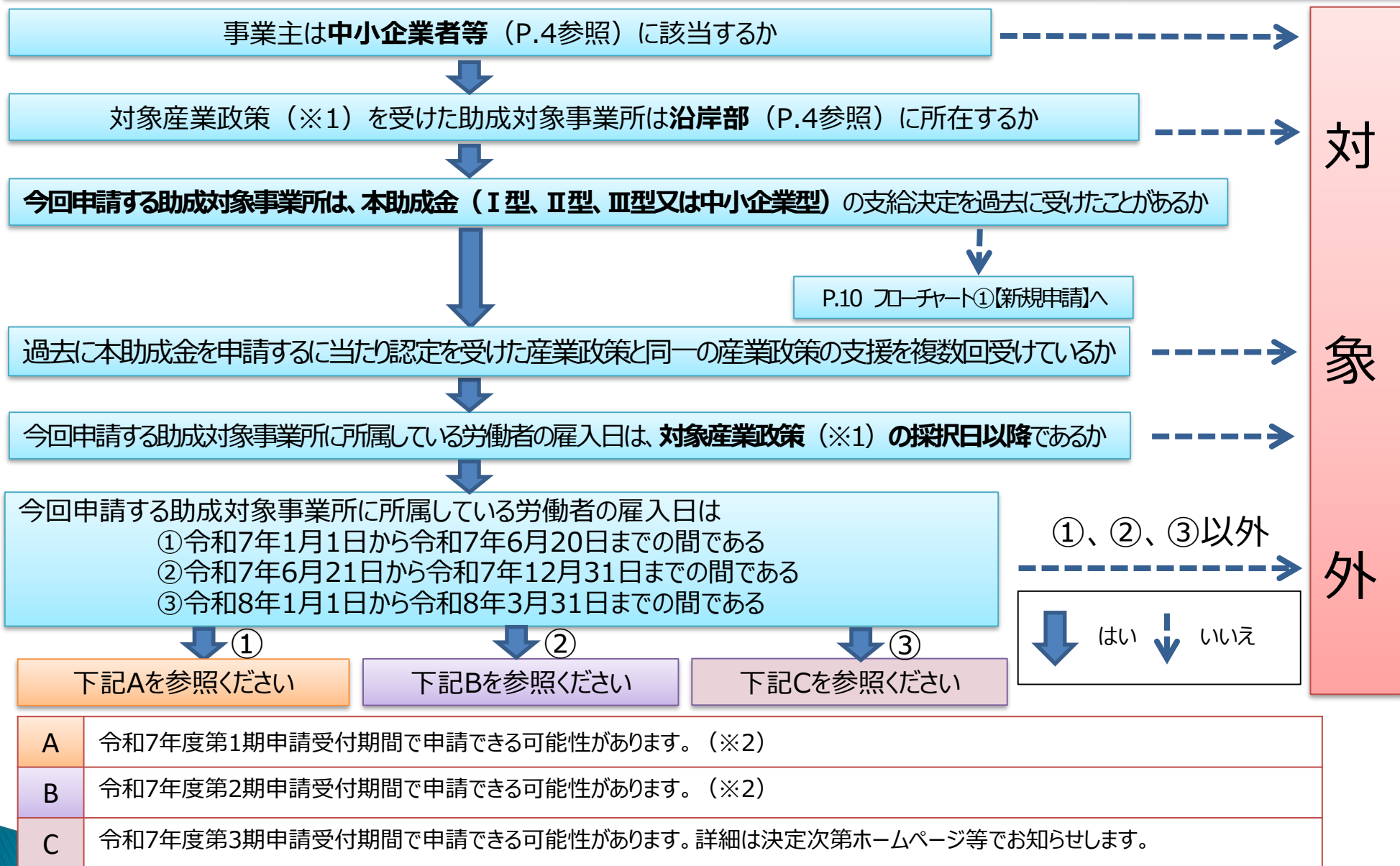
令和7年度 申請が可能かを知るためのフローチャート①【新規申請】※複数回申請除く



（※1） 県雇用対策課ホームページ掲載の「対象産業政策リスト【中小企業型】」でご確認ください。

（※2） P.5「助成対象労働者」やP.6「不支給及び非該当要件」をご確認の上、申請してください。
県雇用対策課のホームページにより詳細な要件等を掲載していますので、併せてご参照ください。

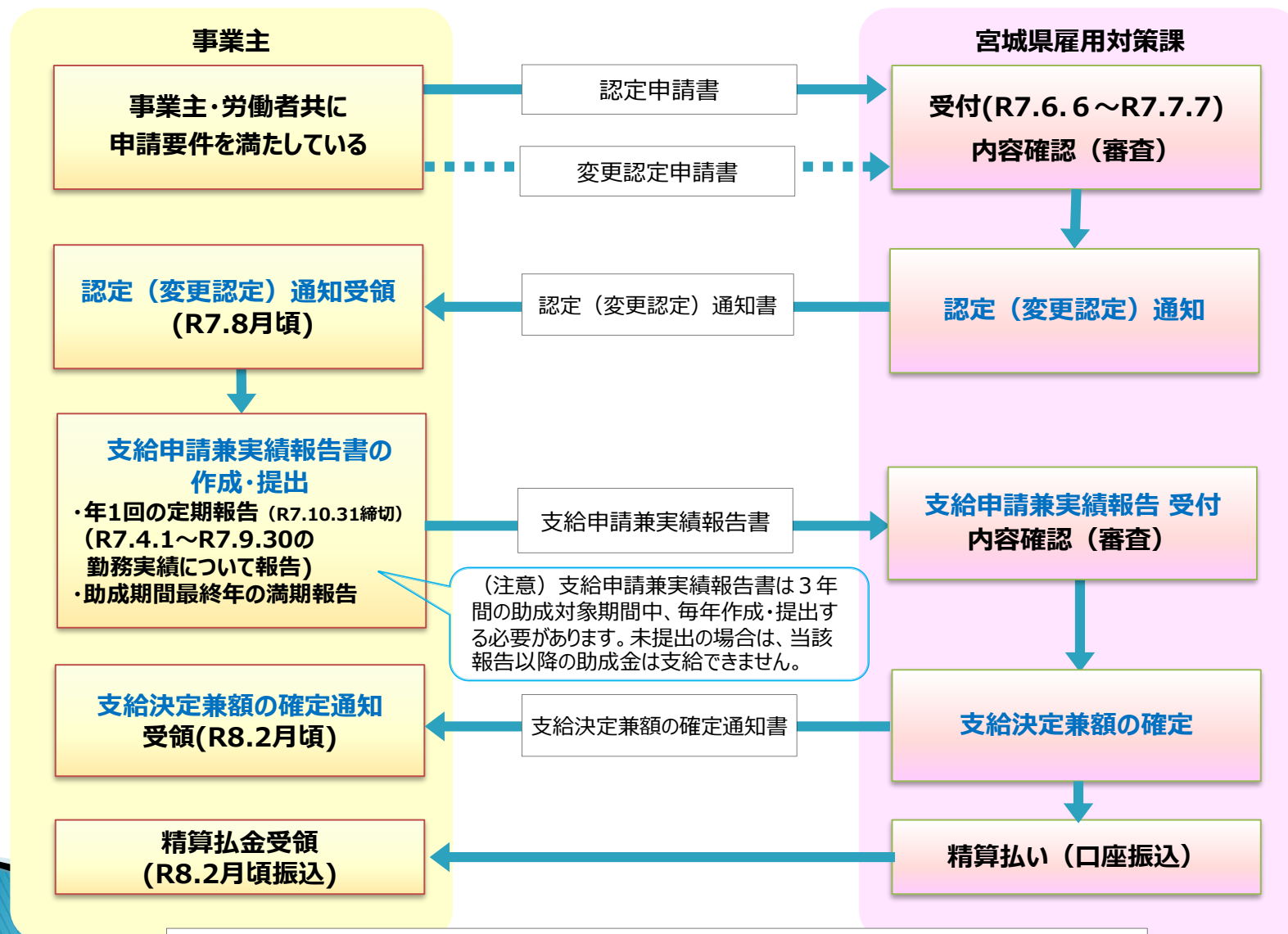
令和7年度 申請が可能かを知るためのフローチャート②【複数回申請】



（※1） 県雇用対策課ホームページ掲載の「対象産業政策リスト【中小企業型】」でご確認ください。
 （※2） P.5「助成対象労働者」やP.6「不支給及び非該当要件」をご確認の上、申請してください。
 県雇用対策課のホームページにより詳細な要件等を掲載していますので、併せてご参照ください。

認定申請から助成金支給までの基本的な流れ

(例) <令和7年4月1日に雇い入れた場合>

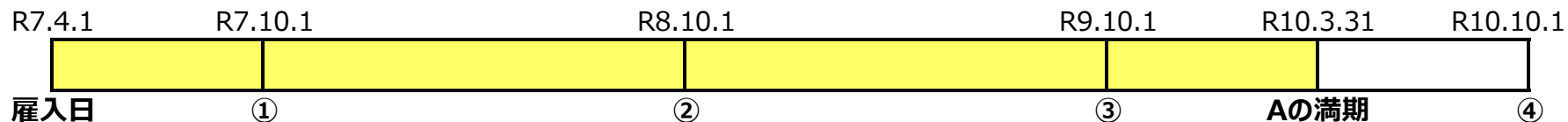


※受付期間及び支給申請兼実績報告書の提出締切日以外の時期については、あくまでも目安となります。

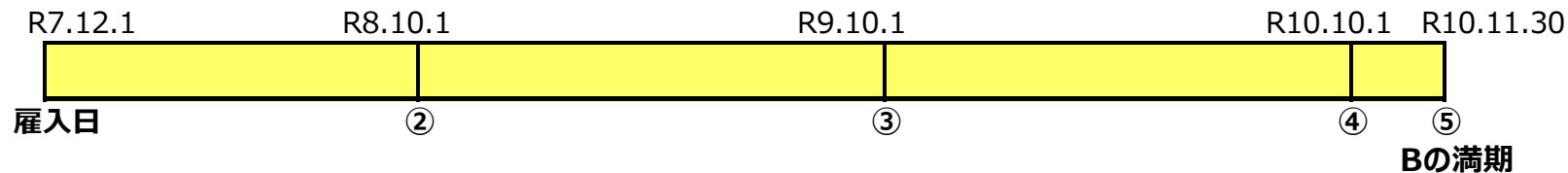
実績報告提出時期等のイメージ図

【例：労働者が2人いる事業所の場合】

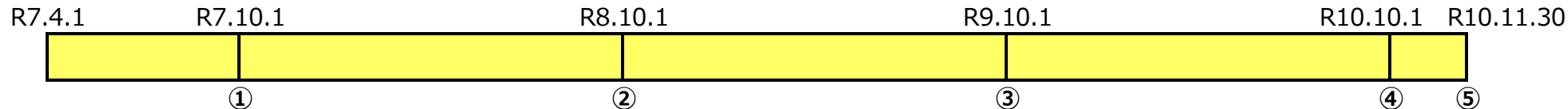
労働者A 雇入日：令和7年4月1日 助成対象期間：令和7年4月1日から令和10年3月31日まで



労働者B 雇入日：令和7年12月1日 助成対象期間：令和7年12月1日から令和10年11月30日まで



事業所としての実績報告の時期



【上記例の解説】

- ・毎年10月に4回（①から④）
 - ・全ての労働者が満期を迎えた際に1回（⑤）
- ★計5回提出が必要な例です

認定申請に必要な主な書類

提出が必要な資料の具体的な内容は、「提出書類説明資料」でご確認ください。

中小企業型

- | | |
|------|---|
| (1) | 事業計画認定申請書 |
| (2) | 事業計画書 |
| (3) | 対象労働者一覧 |
| (4) | 宮城県税の納税証明書 |
| (5) | 【法人】登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 【個人事業主】開業届の写し、事業主の住民票の写し |
| (6) | 対象産業政策を受けていることを証明する書類 |
| (7) | 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し（事業主通知用） |
| (8) | 対象労働者の氏名・生年月日及びH23.3.11時点の住所又は勤務場所の確認書類 |
| (9) | 職務経歴等確認書 |
| (10) | 社会保険被保険者資格取得を証する書類 |
| (11) | 雇用契約書又は労働条件通知書等の写し |
| (12) | 就業規則の写し |
| (13) | 本助成金の振込先口座が確認できる書類 |

(6) 対象産業政策を受けている事を証明する書類

P.14の(6)のサンプルを一部掲載いたしますので、申請の際にご参照ください。
当課ホームページに①～③以外の産業政策に係るサンプルも掲載しております。

【例①：中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（リスト1－2①）】

宮城県 (〇〇) 指令第〇〇号	
(受令者)	
住 所 〇〇市〇〇	
企業名 株式会社〇〇	
〇年〇月〇日付で申請のありました中小企業等グループ施設等復旧整備補助金については、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）第4条の規定により、下記の条件を付けて金〇〇〇、〇〇〇円を交付します。	
〇年〇月〇日	
宮城県知事 村 井 嘉 浩	
記	
1 補助事業（補助金の交付対象となる事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「補助事業者」という。）は、本通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、本通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出すること。	
2 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定する別記様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる変更についてはこの限りでない。	
4 ～	
(略)	

別紙			
中小企業等グループ施設等復旧整備補助金 補助事業計画書（商店街型以外）			
1 事業者の概要			
事業者名			
住 所			
代表者			
業 種	事業内容		
従業員数	資本金又は出資金		
法人設立日 及び沿革	大正・昭和・平成 年 月 日		
連絡先	住 所		
	所 属		
	役 職		
	氏 名		
	TEL		
	FAX		
	E-mail		
(略)			

(6) 対象産業政策を受けている事を証明する書類

【例②：スタートアップ加速化支援事業（旧：被災地再生創業支援事業）（リスト2－68）】

様式第6号（第10条関係）

電振機 第〇〇号
〇年〇月〇日

株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 殿

公益財団法人みやぎ産業
理事長 〇〇 〇〇 

宮城県スタートアップ加速化支援事業補助金交付決定通知書
（旧：被災地再生創業支援事業）

〇年〇月〇日付けで申請のあった〇年度宮城県スタートアップ加速化支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

助成金のテーマ	〇〇〇〇
補助金交付額	金〇〇〇 , 〇〇〇 円
交 付 条 件	関係法令及び募集要項に定めた諸諸条件を遵守し、適切に事業を進めること。 (略)

別紙1（様式第5号関係）

事 業 計 画 書

I 申請者の概況

ふりがな 氏 名 (企業名)		性 別 男 ・ 女	生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)	
ふりがな (代表者名)	役職 氏名				
連絡先 (所在地)	〒 —				
	電話番号 — —		FAX — —		
	E-mail		連絡担当者名		
申請者（会社）の職歴（社歴）			内 容		
職 歴 (社 歴)	昭・平・令 年 月				
	昭・平・令 年 月				
	昭・平・令 年 月				
	昭・平・令 年 月				
	昭・平・令 年 月				
(略)					

(6) 対象産業政策を受けている事を証明する書類

【例③：復興特区（民間投資促進特区（ものづくり産業版））に基づく指定事業者の指定（リスト2－31）】

別記様式第2の6（第10条関係）

指 定 書

〇〇第〇〇〇〇号
〇年〇月〇日

株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇

〇年〇月〇日付けの指定申請について、東日本大震災復興特別地域法第37条第1項に規定する「指定事業者」として、指定します。

記

東日本大震災復興特別地域法施行規則第8条各号に該当すること。

(1) 資金額

〇〇万円

(2) 従業員数

〇〇人

(3) 設立年月日

〇年〇月〇日

(4) 復興推進事業の内容

食料品製造業

(法第2条第3項第2号イの事業)

(略)

別記様式第2の2（第9条関係）

復興推進事業の実施に係る認定書

〇〇第〇〇〇〇号
〇年〇月〇日

株式会社 〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇

〇年〇月〇日付けの復興推進事業に係る実施状況を踏まえ、指定申請について、東日本大震災復興特別地域法施行規則第9条第2項の規定に基づき、当該事業が下記のとおり適切に実施されている旨、これを認定します。

記
(略)

別記様式第2の4（別紙）（第10条関係）

指定事業者事業実施計画書

1. 実施する復興推進事業（以下「事業」という。）の内容

2. 事業の実施場所

3. 指定事業者事業実施計画期間及び希望する指定の有効期間

4. 事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（以下「設備投資」という。）に関する計画

(1) 指定事業者事業実施計画期間全体における設備投資予定額 総計〇〇百万円

(2) 年度別内訳

(イ) 〇〇年度

(i) 設備投資予定額 小計〇〇百万円

(ii) 内訳 (略)

申請書等の提出先

宮城県経済商工観光部雇用対策課 雇用創出支援班 宛

〒980－0014

宮城県仙台市青葉区本町 3－4－18 太陽生命仙台本町ビル 2 階

※原則として、「郵送」で申請ください。

※郵送での申請の場合、受付期間最終日の消印まで有効です。

※簡易書留など送付記録を確認できる方法で送付してください。

※受付期間内に余裕をもってご提出ください。

お問い合わせ先

宮城県経済商工観光部雇用対策課 雇用創出支援班

TEL：022-797-4661

＜受付時間：平日（12月29日から1月3日を除く） 8時30分から17時15分まで＞